

## 遺言による寄附（遺贈）をお考えの方へ

遺贈とは、ご自身の死後に残した財産を、遺言によって特定の個人や団体に与える（寄附する）ことをいいます。町田市への遺贈による寄附にあたっては、下記の【お願い】をご確認いただきご検討ください。

### 【お願い】

#### ①遺言書の作成について

遺言が法的な効力を持つためには、民法で定められた方式で遺言書を作成する必要があります。一般的に使われる方式として「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」がありますが、町田市への寄附を検討いただく際には、ご自身の生前の思いを確実に実現させるために「公正証書遺言」をお勧めします。また、作成にあたっては、弁護士、司法書士等の専門家へご相談されることも併せてお勧めします。

公正証書遺言	ご自身が、遺言内容を証人2人以上の立ち会いのもとで公証人に対して口述し、公証人が文書化後に本人・証人・公証人が署名捺印したものです。 手数料が必要ですが、法律で定められた形式を誤ることがなく、また原本が公証役場に保管されるため紛失や偽造等の恐れがありません。
自筆証書遺言	ご自身が、遺言書内容、作成日付及び氏名すべてを自筆で書き、捺印したものです。 ご自身で手軽に作成することができますが、法律で定められた形式を欠いて無効になることや、遺言の紛失や偽造等の恐れがあります。

#### ②遺言書作成時の記入事項について

- ・町田市に対する遺贈については、遺贈先（受遺者）を「東京都町田市」とご指定ください。また、東京都町田市の所在地（住所）は、市役所の所在地である「東京都町田市森野2丁目2番22号」です。
- ・遺贈いただける財産については、「現金〇円」等と具体的に特定した記載をお願いいたします。

#### ③遺言執行者について

- ・遺言書を作成しても、亡くなられた後にその内容が自動的に実現するわけではありません。遺言の内容を実現する「遺言執行者」を遺言で指定する必要があります。遺言執行者は、遺産に関する多岐にわたる手続きを行う場合があることから、弁護士、司法書士等の専門家を指定することをお勧めします。
- ・不動産や有価証券などの現金以外の寄附については、遺言執行者が現金化し、そのために必要な税金・諸費用等を差し引いた上で寄附いただくようお願いいたします。

#### ④遺留分について

遺言により相続人の相続分の指定や遺贈をした場合でも、兄弟姉妹（甥・姪）以外の相続人には、法律上一定限度の相続財産の確保が保証されており、これを「遺留分」といいます。  
この遺留分を有する相続人の方とのトラブルなく遺贈（寄附）いただくために、遺言内容のご検討にあたっては、遺留分についてご理解・ご配慮いただくようお願いいたします。

#### ⑤遺贈、相続財産、遺言書作成等に関する無料相談について

町田市では、遺贈、相続財産、遺言書等の作成について無料相談をお受付しております。詳しくは、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。  
・無料相談についてお問い合わせ先：町田市政策経営部広聴課（市民相談室）TEL：042-724-2102  
※無料相談は町田市在住の方のみご利用になれます。

## 相続財産の寄附をお考えの方へ

### Q 相続した財産を町田市へ寄附することはできますか？

**A** 町田市では、故人から相続した財産を町田市へ寄附したいという申出に対して、寄附の受付を行っています。また、相続税の申告期限内（相続開始があったことを知った日の翌日から10カ月以内）に町田市にご寄附いただいた場合、その財産については相続税が非課税となる優遇措置がありますので、詳細についてはお近くの税務署にお問い合わせください。